

グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業実施要領

1. 趣旨

二酸化炭素の排出抑制のための事業を推進することによって地球環境の保全に資するため、金融機関が行う環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のための設備投資の事業に係る融資に対し、その利息の一部を利子補給することにより助成するグリーンファイナンス促進利子補給金交付事業を実施するものである。

2. 事業の内容

地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（グリーンファイナンス促進利子補給基金）の交付を受けた補助事業者は、グリーンファイナンス促進利子補給基金（以下「基金」という。）を設置し、その取崩し及び運用による収入により、金融機関が行う環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部（ただし、年利2%を貸付残高に乗じた額を上限とする。）を利子補給することにより助成する事業（以下「基金事業」という。）を行うものとする。

3. 契約等

- (1) 基金事業を実施する事業者（以下「基金事業実施者」という。）は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、基金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- (2) 基金事業実施者は、基金事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に届け出なければならない。

4. 指定金融機関の指定

基金事業実施者は、金融機関の申請に基づき、次に掲げる要件の全てを満たすと認められる金融機関を指定金融機関として指定するものとする。

- (1) 地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（グリーンファイナンス促進利子補給基金）交付要綱（平成25年4月23日環政経発第1304235号。以下「交付要綱」という。）第2条第1号に規定する金融機関であること。
- (2) 融資を受ける事業者（以下「融資先事業者」という。）が実施する設備投資の事業に係る環境配慮の取組の状況について、実施の確認を行う体制を有していること（委託等によることも可能とする。）。

(3) 融資資金の用途及び工事の完了を確認する体制を有していること。

5. 利子補給金の交付対象

利子補給金は、指定金融機関が行う次に掲げる要件の全てを満たす融資について、当該融資の開始の日から5年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで）の間、年利2%を貸付残高に乗じた額を上限として、当該融資を行う指定金融機関に対して交付する。ただし、融資額の算定に当たって計上すべき費用は、設備費及び附帯設備費並びにこれらの導入に係る工事費に限り、額の上限は30億円とする。

- (1) 別表の地球温暖化対策のための設備投資の事業に対する融資であって、当該事業により発生する収益を融資の返済の主たる原資とするものであること。
- (2) (1)の事業に伴い、土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築を行うもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）であること。
- (3) 融資先事業者が、(2)の事業が環境に及ぼす影響等について、専門的な知見を有する者の意見を聴いて調査し、これに基づき事業における環境配慮の具体的な取組の計画を作成していること。
- (4) 指定金融機関が、(3)の計画の内容及びその実施の確認を行っていること。
- (5) 平成26年9月30日までの範囲において基金事業実施者が定める期日までに融資の開始の日が設定されていること。
- (6) 平成25年4月1日から平成26年9月30日までの間に工事を開始するもの。
- (7) 平成29年3月31日までに工事が完了するもの。

6. 利子補給金の交付及び返還

- (1) 基金事業実施者は、指定金融機関から利子補給金の交付申請があったときは、必要に応じ現地調査等を行ってその内容を審査し、交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、指定金融機関に通知するものとする。
- (2) 基金事業実施者は、(1)の規定に基づき交付決定を行おうとするときは、次に掲げる専門的知見を有する者によって構成する審査会の意見を聴かなければならない。
 - イ 事業が環境に及ぼす影響及び環境の保全に係る対策に関する知見
 - ロ 二酸化炭素の排出削減に係る技術に関する知見
 - ハ 環境の保全に関する地域住民との情報交換に関する知見
- (3) (2)の審査会の会議において交付決定を行うことが適当と認められた申請案件に係る利子補給金の合計額が基金の額（基金事業の実施に必要な事務に要する経費を除く。）を超える場合は、基金事業実施者は、当該会議において交付決定を行うことが適当と認められた案件の貸付残高に応じて按分した額をもって利子補給金の額を決定する。
- (4) 基金事業実施者は、平成25年度中に、利子補給金の交付対象とする融資を決定す

る。

- (5) 基金事業実施者は、利子補給金の交付により実現された二酸化炭素排出抑制の状況について、定期的に指定金融機関に報告を求めるものとする。
- (6) 基金事業実施者は、融資先事業者が5.(3)の環境配慮の取組の計画の内容を実施していないと認めるとき又は設備投資が別表各号右欄に定める基準を満たしていないと認めるときは、指定金融機関に対し、利子補給金の返還を求めるものとする。

7. 単位期間

- (1) 交付対象の融資に係る単位期間は、3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間とする。
- (2) 7月11日から同年9月10日までの期間又は1月11日から同年3月10日までの期間に開始された融資に係る第1回目の単位期間は、それぞれ当該融資の開始の日から翌年3月10日までの期間又は当該融資の開始の日から同年9月10日までの期間とすることができる。
- (3) (1)及び(2)において、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

8. 基金の管理・運用方法

- (1) 基金事業実施者は、次に掲げる方法により基金を運用するものとする。
 - イ 金融機関への預金
 - ロ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
 - ハ 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- (2) 基金の取崩し及び運用による収入は、基金事業の実施に要する経費及び基金事業の実施に必要な事務に要する経費（以下「事務費」という。）に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- (3) 基金実施事業者は、基金の取崩し及び運用による収入を事務費に充当するに当たって、当該事務費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して充当しなければならない。ただし、充当時において、消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

- (4) 基金事業の実施により基金事業実施者に対して発生した返還金、加算金、延滞金等の納付金の管理は、(1)によることとする。
- (5) 基金管理の終了後又は基金の解散後において、融資機関から利子補給金の返還があった場合には、基金事業実施者は、これを国庫に返還しなければならない。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、基金事業実施者は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日閣議決定)別紙1「公益法人の設立許可及び指導監督基準」5.(5)の規定を踏まえて基金を運用するものとする。

9. 基金に係る管理計画等

- (1) 基金事業実施者は、毎年度、基金に係る当該年度の管理計画について、当該年度の基金事業の開始前に、様式第1による申請書に、基金に関する次に掲げる書類を添えて総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - イ 運用管理及び基金事業に関する事業計画書(様式第1別紙)
 - ロ 収支予算書
 - ハ 当該事業年度以降の基金事業完了予定事業年度までの運用見込書
 - ニ 運用管理及び基金事業に関する業務方法書
- (2) 基金事業実施者は、(1)により総合環境政策局長の承認を受けた管理計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2による管理計画変更承認申請書を総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、管理計画に定めた項目ごとの額の20パーセントを超えない範囲においてその額を変更するときは、この限りでない。
- (3) 基金事業実施者は、毎年度、当該年度の末日から起算して3月以内に、様式第3による基金に係る当該年度の管理運用実績報告書に、基金に関する次に掲げる書類を添えて、総合環境政策局長に提出しなければならない。
 - イ 運用管理及び基金事業に関する事業報告書(様式第3別紙)
 - ロ 収支計算書
 - ハ 正味財産増減計算書
 - ニ 貸借対照表
 - ホ 財産目録
 - ヘ 監査報告書
- (4) 基金事業実施者は、(3)の管理運用実績報告を行うに当たって、事務費に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、管理運用実績報告時において、消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

10. 経理の区分

基金事業実施者は、基金事業について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分し

て経理を行い、これを公表しなければならない。

1 1. 基金事業の遂行状況の報告

基金事業実施者は、基金事業の遂行状況について総合環境政策局長から報告を求められた場合には、速やかに、その状況について記載した書面を作成し、総合環境政策局長に提出しなければならない。

1 2. 基金事業の見直し及び評価等

- (1) 基金事業実施者は、その基金事業の実施状況について定期的に見直しを行い、その評価結果を公表するものとする。
- (2) 基金事業実施者は、(1)の見直しを行うに当たって、基金の保有割合（基金事業に要する経費に対する基金の額等の割合をいう。）を算出し、当該算出に用いた算出方法とともに総合環境政策局長に報告し、公表するものとする。

1 3. 使用見込みの低い基金等

- (1) 基金事業実施者は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3（4）アに該当する基金（以下「使用見込みの低い基金等」という。）を保有する場合は、1 2.（1）の見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納を含め、当該基金の取扱いを検討するとともに、その結果を総合環境政策局長に報告し、公表するものとする。
- (2) 基金事業実施者は、使用見込みの低い基金等であって、当面の危機、社会経済情勢の変化等への対応等のため一定の額を残置する必要があるものについては、総合環境政策局長と協議して、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠を公表するものとする。

1 4. 基金の解散等

基金は、基金事業（融資先事業者が5.（3）の環境配慮の取組の計画の内容を実施していることの確認を含む。以下同じ。）が完了し、国に返還金がある場合には業務に係る精算が終了したときに、解散するものとする。

1 5. 基金事業の実績報告

基金事業実施者は、基金事業が完了したときは、基金事業が完了した日から起算して1月以内に、様式第4による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、総合環境政策局長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金交付内容の内訳を示す書類（様式第4別紙1）
- (2) 利子補給金の交付により実現された二酸化炭素排出抑制の状況を示す書類（様式第4別紙2）

16. 財産の管理等

- (1) 基金事業実施者は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 環境大臣は、基金事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

17. 財産の処分の制限

- (1) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。
- (2) 適正化法施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、環境大臣が別に定める期間とする。
- (3) 基金事業実施者は、(2)の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環政経発第080515002号）に定めるところにより申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (4) (3)の承認については、16.(2)の規定を準用する。
- (5) (4)の規定により準用される16.(2)の規定による納付については、交付要綱第14条第3項の規定を準用する。

18. 基金に関する基本的事項の公表

基金事業実施者は、基金の名称、基金の額並びに基金事業の概要及び目標について、毎年度公表するものとする。

19. 指導監督

総合環境政策局長は、基金事業実施者の基金事業に関し、この要領に基づき指導監督を行い、必要な措置を講ずることができる。

20. その他

基金事業実施者は、この要領に定めのない事項に関し、基金事業の実施に必要な細則について、総合環境政策局長の承認を受けて、別に定めるものとする。

別表

設備等の種類	基準										
(1) 太陽光発電設備	<p>次の太陽電池モジュールのセル実行変換効率基準を満たすもの</p> <table border="1" data-bbox="547 400 1362 607"> <thead> <tr> <th>太陽電池の種類</th> <th>変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) モジュール化後のセル実行変換効率： 日本工業規格C8960において定められた実行変換効率を基に、モジュール化後のセルの実行変換効率（略称：セル実行変換効率）を、セル実行変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）で求める。ここで、太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数。1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。 ※放射照度＝1000W/m²</p>	太陽電池の種類	変換効率	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
太陽電池の種類	変換効率										
シリコン単結晶系	16.0%										
シリコン多結晶系	15.0%										
シリコン薄膜系	8.5%										
化合物系	12.0%										
(2) 風力発電設備	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(3) バイオマス利用装置	<p>バイオマス利用装置のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、木質バイオマス（リサイクル木材を除く。）を燃焼する発電については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を添付することを条件とする。</p> <p>イ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの</p> <p>ロ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの</p> <p>ハ バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの</p>										
(4) 地熱発電設備	地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(5) 水力発電設備	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(6) コージェネレーション設備	エンジン（希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。）により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ										

	<p>又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 出力が 10 キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が 65 パーセント以上のもの</p> <p>ロ 出力が 10 キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が 80 パーセント以上のもの</p>
(7) 省エネルギー型建築物	<p>事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる建替え又は開発</p> <p>イ 建築環境総合性能評価システムによる評価が A ランク以上であること</p> <p>ロ 建築環境総合性能評価システムの LR1 のスコアが 4 以上であること</p> <p>ハ 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 2 条第 3 項に規定する「低炭素建築物」に該当すること</p>
(8) その他	<p>二酸化炭素削減効果が (1) から (7) までに掲げるものと同等以上であると総合環境政策局長が認めるもの</p>

(様式第1)

番 号
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成 25 年度グリーンファイナンス促進利子補給基金管理計画承認申請書

平成 25 年度グリーンファイナンス促進利子補給基金管理計画書について、グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業実施要領（平成 25 年 4 月 23 日環政経発第 1304236 号）9.（1）の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

(様式第1別紙)

1 基金の管理計画

(単位：円)

科 目	金 額
1 基金増減 (1)期首基金残高 (2)基金繰入額 (3)基金取崩し額 (4)差引基金残高 (A)	
2 収入支出 (1)収 入 ①前期繰越額 ②補助金収入 ③基金運用収入 ④基金取崩し額 収 入 合 計 (B) (2)支 出 ①基金繰入額 ②利子補給金 ③事務費 ④その他支出 支 出 合 計 (C) (3)次期繰越額 (D = B - C)	
3 基金勘定運用残高 期末基金残高 (A) 次 期 繰 越 額 (D) 合 計	

2 利子補給金交付事業計画

(単位：円)

補給対象資金貸付計画額		
補給対象資金 貸付残高	期首貸付金残高① 当年度貸付額② 貸付回収金③ 期末貸付金残高①+②-③	
利子補給金交付額		

3 基金運用計画

(基金運用平均残高) (平均運用利回り) (基金運用益収入)
円 × % = 円

4 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 当該事業年度以降の基金事業完了予定事業年度までの基金の運用見込書
- (3) 運用管理及び基金事業に関する業務方法書

(様式第2)

番 号
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成 25 年度グリーンファイナンス促進利子補給基金管理計画変更承認申請書

平成 年 月 日付第 号で承認のあった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業実施要領（平成 25 年 4 月 23 日環政経発第 1304236 号）9.（2）の規定に基づき申請します。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後管理計画

(様式第3)

番 号
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 25 年度グリーンファイナンス促進利子補給基金管理運用実績報告書

平成 年度グリーンファイナンス促進利子補給基金管理運用実績について、グリーンファイナンス促進支援利子補給金交付事業実施要領（平成 25 年 4 月 23 日環政経発第号）9.（3）の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(様式第3別紙)

1 基金の管理実績

(単位：円)

科 目	金 額
1 基金増減 (1)期首基金残高 (2)基金繰入額 (3)基金取崩し額 (4)差引基金残高 (A)	
2 収入支出 (1)収 入 ①前期繰越額 ②補助金収入 ③基金運用収入 ④基金取崩し額 (2)支 出 ①基金繰入額 ②利子補給金 ③事務費 ④その他支出 支 出 合 計 (C) (3)次期繰越額 (D = B - C)	
3 基金勘定運用残高 期末基金残高 (A) 次期繰越額 (D) 合 計	

2 利子補給金交付事業実績

(単位：円)

補給対象資金貸付決定額	
補給対象資金 貸付残高	期首貸付金残高① 当年度貸付額② 貸付回収金③ 期末貸付金残高①+②-③
利子補給金交付額	

3 基金運用計画実績

(基金運用残高) (運用利回り) (基金運用益収入)
円 × % = 円

4 添付書類

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 監査報告書

(様式第4)

番 号
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 25 年度グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業実績報告書

平成 年度グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業の実績について、グリーンファイナンス促進支援利子補給金交付事業実施要領(平成 25 年 4 月 23 日環政経発第 1304236 号) 15. の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(様式第4別紙1)

利子補給金交付内容の内訳

	指定金融機関名	融資先事業者名	融資期間	貸付利率	利子補給率	当初貸付額	利子補給金額
1			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
2			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
3			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
4			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
5			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
6			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
7			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
8			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
9			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
10			年 月 日～年 月 日	%	%	円	円
合計						円	円

※ 適宜、行を追加する。

(様式第4別紙2)

利子補給金の交付により実現された二酸化炭素排出抑制の状況

	指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中に実現された二酸化炭素排出抑制量※1
1			トン
2			トン
3			トン
4			トン
5			トン
6			トン
7			トン
8			トン
9			トン
10			トン
合計			トン

※1. 記入上の注意

1. 「利子補給期間中に実現された二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO₂削減量を記載してください。また、その根拠資料として、同ファイルを添付してください。

2. ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意してください。

①エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること(「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。)

②エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」及び「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載するとともに、その具体的資料を添付すること。

※2. 適宜、行を追加する。